

【会則】

■第1章 クラブ

第1条 名称

本クラブは、「京都ホテルオークラフィットネスクラブ」（以下「クラブ」という）と称します。

第2条 所在地

クラブは京都市中京区河原町通二条南入一之船入町 537 番地の 4 京都ホテルオークラ内に設置いたします。

第3条 運営・管理

クラブは「株式会社京都ホテル」（以下「ホテル」という）が所有し、その運営、管理にあたります。

第4条 クラブの目的

クラブの目的は、クラブ内緒施設を利用する方々の健康維持と増進を図るとともに、品位ある社交の場を提供することにあります。

■第2章 会員

第5条 会員資格

クラブは会員制とし、入会資格は次の各項目全てに該当する方で、ホテルが入会審査を行い、入会を承認した方を会員といたします。

1. クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
2. 日本在住の方で満年齢 25 歳以上の方。但し、家族会員は 20 歳以上の方。
3. 刺青をされていない方。
4. 反社会的勢力と関係のない方。
5. 心身ともに異常がなく過去に重大な病歴のない方。
6. 自己の健康管理能力を有する方。

第6条 会員の種類

会員の種類は次の通りに区分いたします。なお次の区分以外の会員を募集することがあります。

1. フィットネスクラブ会員

- 「個人会員」 個人を対象とし、記名式といたします。
- 「家族会員」 個人会員の配偶者ならびに 1 親等の家族を対象とし、1 口 1 名記名式といたします。
- 「法人会員」 法人会員は 1 口 1 名記名式といたします。（法人会員の登録上の名義は法人名義といたします。）
- 「平日会員」 個人を対象とし、記名式といたします。

第7条 入会の手続き

1. クラブに入会を希望されている方は、本会則及び細則をご承認の上、所定の入会申込書に必要事項を記入捺印しクラブ事務局宛にお申込ください。
2. 審査の上、ご入会決定のご通知・払込書類を送付いたします。
3. ご通知後、入会金・会員資格保証金・ホテルの指定する月割年会費を、ホテルの指定する金融機関口座に払い込むものといたします。
4. 会員資格は、入会金・会員資格保証金・ホテルの指定する月割年会費の納入が完了した翌月 1 日に取得し、この日をもって入会日といたします。
5. 所定の手続きにより、会員証を送付いたします。
6. ホテルはその自由な裁量により入会申込を承認、又は承認しないことができ、承認しない場合その理由を明示しないものといたします。
7. 入会申込者は入会承認されなかった場合、一切ホテルに異議・苦情を申し出ることができないものといたします。

第8条 会員証（会員制クラブカード、以下「カード」という）

1. 入会を承認した場合、会員に対してカードを貸与いたします。
2. 会員はクラブを利用する際には、カードを携帯し提示するものといたします。万一カードを携帯されなかった場合は、係までご連絡ください。
3. カードはカードに記載された本人以外のご利用できません。
4. カードの再発行はクラブに申請するものといたします。

第9条 退会（会員資格の喪失）

会員は次の場合、退会となり、その会員資格を失います。個人会員退会の場合は、家族会員も退会となります。

1. 会員が退会を申し出られた場合。
2. 法人会員が解散された場合。
3. 個人会員ならびに平日会員が死亡された場合。

4. 年会費・その他の支払を滞納し、ホテルが催告した支払期日を徒過し、ホテルが会員のお届けのご住所に内容証明郵便で退会していただく旨のご通知を発送した場合。
5. 行方不明・その他音信不通となった場合で、ホテルが会員のお届けのご住所に内容証明郵便で退会していただく旨のご通知を発送した場合。
6. 第5条記載の会員資格に欠けていることが明らかになり、ホテルが会員のお届けのご住所に内容証明郵便で退会していただく旨のご通知を発送した場合。
7. その他会員として不適当と認められる事情があり、ホテルが会員のお届けのご住所に内容証明郵便で退会していただく旨のご通知を発送した場合。

第10条 退会届等

会員がクラブを退会する場合、会員・相続人代表者もしくは法人の清算人は、カードを添付の上退会届をクラブに提出していただきます。

第11条 休会

1. 会員が長期出張又は疾病・転勤・転居・その他正当と認められる理由により6ヶ月以上会員としての権利を行使できないとき、その会員は休会届と当該事情証明書をクラブに提出することにより、クラブを休会することができます。
2. 休会期間中は細則に定める休会費を納めていただきます。
3. 休会届は事前又は事由発生後10日以内に提出していただきます。
4. 休会中の会員は休会事由がなくなったとき、いつでも復会届を提出して復帰できます。
5. 休会中の会費は次年度分より控除いたします。

第12条 名義変更

ホテルは、次の場合に限り所定の手続きを経て名義変更を認める場合があります。

1. 個人会員を被相続人とする相続が開始した場合の相続による資格の継承。
2. 個人会員がやむを得ない理由により、クラブの利用が困難となり、クラブがこれを認めた場合、配偶者又は一親等への親族への資格の継承。

第13条 登録者変更

法人会員が同一法人内に在籍する方を対象に、記名登録者の変更を希望する場合、ホテルの承認を得て登録者を変更することができます。

第14条 会員種類変更

会員が会員種類変更を希望する場合、ホテルの承認を得て会員種類を変更することができます。

第15条 責任事項

1. 会員は自己の責任において、クラブの施設を利用していただきます。
2. 会員がクラブの諸施設利用中に生じた人的・物的事故・盗難については、ホテルは一切責任を負わないものといたします。但し、ホテルに故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。
3. 会員はクラブの諸施設の利用中、自己の責任に帰すべき事由によりホテル又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害賠償金を支払うことといたします。
4. 会員は同伴したビジターが自己の責任に帰すべき事由によりホテル又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任について連帯して保証することといたします。
5. 会員は諸施設利用についてホテルが定める本会則・細則・諸規則・ならびに係員の指示を守るものといたします。

第16条 記載事項の変更

会員は住所・氏名・勤務先・取引金融機関等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに所定の用紙によりクラブ事務局に届け出るものといたします。

第17条 ビジターの利用

ホテルは会員が同伴された方のうち、ホテルが特に認めた方（以下「ビジター」という）に限り、クラブ施設の利用を認めるものといたします。

1. 18歳以上の方といたします。
2. 入場制限・利用範囲の制限をすることがあります。
3. クラブの施設利用料・その他の料金でビジター本人の支払いなきときは、すべて同伴した会員が支払うものといたします。
4. ビジターは会員が同伴している場合に限りクラブ施設を利用できます。

■第3章 入会金及び会員資格保証金

第18条 入会金

入会の承認を得た入会申込者は、別に定める料金表所定の入会金をクラブに払い込んでいただきます。一旦支払われた入会金は、いかなる場合も返還いたしません。

第 19 条 会員資格保証金

1. 入会の承認を得た入会申込者は、別に定める料金表所定の会員資格保証金をホテルに預託していただきます
2. ホテルは振込まれたことを確認後、会員資格保証金預り証書を会員に送付いたします。
3. 会員資格保証金の預託期間は、クラブに入会時から 10 年間据え置きとし、無利息といたします。
4. 天災地変やその他大きな経済情勢の変化等が生じた場合、ホテルは会員の承認なく、第 3 項の預託期間を延長することがあります。
5. 預託期間経過後に於いて、会員より退会の申出があった場合、退会手続完了後 1 ヶ月以内に会員資格保証金全額を返還いたします。
6. 名義変更により会員資格の変更があった場合、資格を喪失した会員の差し入れた会員資格保証金は、資格を取得した会員の会員資格保証金とします。

第 20 条 年会費

会員は別に定める料金表所定の年会費をホテルが定める支払期日までに前納するものといたします。

第 21 条 施設利用料

会員がクラブを利用する際に支払う施設利用代金は、細則に定めるものといたします。

第 22 条 会員資格保証金返還の特例

次の各項に該当する場合は、本会則第 19 条第 3 項の預託機関内に於いても、細則に定める会員資格保証金を返還いたします。

1. 会員の死亡により、かつ本会則第 12 条第 1 項の相続人による会員資格の継承をしない場合。但し、この場合には、会員の相続人全員の同意により選任された相続人代表者に返還いたします。
2. 前項以外の事由による任意による退会の場合。
3. 疾病・海外移住等によりクラブ利用が不可能になったことによる退会の場合。
4. 法人の解散による退会の場合。但し、この場合は当該法人の清算人に返還いたします。
5. 本会則第 9 条 4・5・6・7 項による退会の場合。
6. 本会則第 25 条による施設全部廃止の場合。

■第 4 章 その他

第 23 条 休業

クラブは施設整備・法定検査その他やむを得ない事由が発生した場合、休業することがあります。

第 24 条 施設の利用制限

クラブは特別行事・施設改修その他必要と認めた場合、施設の全部又は一部の利用を制限することがあります。

第 25 条 施設の廃止

天災地変・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の激変又はクラブにとってやむを得ない事由が発生した場合、施設の一部又は全部を廃止することがあります。

第 26 条 施設の改造

クラブの運営上必要と認めた場合、施設及び付属施設の一部又は全部を改造することがあります。

第 27 条 運営関与の禁止

会員はクラブの運営に一切関与することはできません。

第 28 条 細則・利用規定・カード規約

本会則に定めない事項については、別途細則・利用規定・カード規約等ホテルがこれを定めるものといたします。

第 29 条 改正

本会則及び細則・利用規定・カード規約の改正は、ホテルが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものといたします。会員は本会則の改正・異議の申し立て・権利の主張・その他一切請求しないものといたします。

【細則】

第1条 入会金及び会員資格保証金

会則第18条及び第19条における入会金・会員資格保証金は料金表の通りといたします。

第2条 年会費

1. 会則第20条における年会費は料金表の通りとし、クラブより会員へご請求し、その支払い方法は毎年7月5日（金融機関又は郵便局休業日の場合は翌営業日）に会員の約定した金融機関口座から口座振替等の方法によりお支払いいただきます。
2. 年会費の月割は料金表の通りといたします。
3. 会則第9条に基づいて退会した場合、または会則第25条によりクラブの全部廃止があった場合を除き、会員は払い込み済みの年会費の返還をホテルに一切請求することはできません。

第3条 施設利用料

会則第17条及び第21条における施設利用料は料金表の通りといたします。

※特別レッスン・マッサージの利用代金については、会員・ビジター共、別途ご利用代金を定めさせていただきます。

第4条 会員種類変更

会則第14条による会員種類変更は次の通りといたします。

1. 変更時に於ける入会金・会員資格保証金の差額をお支払いいただきます。
2. 変更時に於ける入会金・会員資格保証金・年会費の差額の返還はいたしません。次年度より年会費を変更いたします。

第5条 手数料

1. 会則第12条の名義変更に伴う手数料。
2. 会則第13条の登録者変更に伴う手数料。
3. 会則第14条の会員種類変更に伴う手数料。
4. 会則第8条第4項のカード再発行に伴う手数料。

上記手数料は、料金表の通りといたします。

第6条 10年以内の会員資格保証金返還額（会則19条の会員資格保証金の返還率は次の通りといたします。）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1. 死亡による退会 | 会員資格保証金の 100% |
| 2. 法人の解散による退会 | 会員資格保証金の 100% |
| 3. 疾病による退会 | 会員資格保証金の 90% |
| 4. 海外移住等による退会 | 会員資格保証金の 80% |
| 5. 任意による退会 | 会員資格保証金の 70% |
| 6. 会則第9条第4・5・6・7項による退会 | 会員資格保証金の 60% |
| 7. 施設の全部廃止 | 会員資格保証金の 100% |

第7条 年会費の返還

会則第9条及び会則第25条の「フィットネスクラブ」全部廃止があった時は、すでに支払われた年会費を月割にし、残存期間分を返還いたします。但し、1ヶ月に満たない期間はこれを切り捨てます。

第8条 休会費

会則第11条の休会の場合は、料金表の休会費を納入するものといたします。

第9条 利用禁止

次の各項に該当される方はご利用をお断りいたします。

1. 刺青をされている方。
2. 泥酔者。
3. 法定伝染病患者。
4. その他健康状態のすぐれない方。

第10条 施設の営業時間

早朝	7:00～10:00
平日	12:00～22:00（最終チェックインタイム 21:00）
土・日・祝祭日	10:00～21:00（最終チェックインタイム 20:00）

平日会員は、土・日・祝祭日は利用できません。

※定休日は毎週月曜日。但し、月曜日が祝祭日の場合は営業いたします。

第11条 消費税

会員資格保証金を除き、全ての料金に対して消費税が加算されます。

第12条 付則

入会金・会員資格保証金・年会費・施設利用料等については、経済事情の変動により変更する場合があります。